

計画の基本理念（高岡市男女平等推進条例第3条）

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し
- (3) 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保
- (4) 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保
- (6) 国際的協調

新プランにより目指す社会像

「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指します。

新たな視点・課題の配置

- ◆女性の活躍促進 → 基本目標Ⅱ全般
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進 → 重点課題4
 - ・女性の就労支援 → 重点課題5
 - ・男性の長時間労働による家庭不在、育児、親の介護 → 重点課題4、6
- ◆防災分野における男女共同参画の視点 → 重点課題3－(3)
- ◆DVの予防啓発 → 重点課題8－(1)（DV対策基本計画で詳述）
- ◇性的少数者（L G B T等）に対する理解と配慮 → 重点課題2－(1)、7－(1)
- ◇複合的な困難を抱える人に対する理解と配慮 → 重点課題7－(3)

＜現行＞

高岡市男女平等推進プラン（H19～H28年度）	
基本目標	
重点課題	
施策の方向	
Ⅰ 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保	
1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	
(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進	
(2) 事業者等の方針決定過程への共同参画の促進	
(3) 地域活動組織等の方針決定過程への共同参画の促進	
2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消	
(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮	
(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実	
3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進	
(1) 市民の参画への支援	
(2) 参画とまちづくりとの有機的な連携の促進	
Ⅱ 家庭生活と仕事や地域活動等における平等な参画とその両立のための環境の整備	
4 仕事と育児・介護等を両立するための環境の整備	
(1) 子育て支援の整備・充実	
(2) ひとり親家庭等への自立支援の整備・充実	
(3) 高齢者、障害者への介護・自立支援の整備・充実	
5 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進	
(1) 男女の共同意識の促進	
6 国際化社会における理解と交流	
(1) 地域における在住外国人との共生	
(2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進	
Ⅲ 男女が個人として尊重されて、能力が発揮できる環境の整備	
7 仕事の場における男女の共同参画の推進	
(1) 雇用の場における男女平等の視点の促進	
(2) 女性の能力開発・育成の促進	
8 人権尊重の意識の醸成	
(1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進	
(2) 生涯学習での人権尊重を進める学習の推進	
(3) 人権擁護体制の推進	
9 あらゆる暴力的行為や虐待の根絶	
(1) 配偶者等からの暴力の防止	
(2) 子どもや高齢者等の虐待の防止	
Ⅳ 男女の健康の確保	
10 男女の生涯を通じた健康支援	
(1) 健康管理・保持増進のための支援	
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	
Ⅴ 計画の総合的な推進	
11 プランの有機的な推進	
(1) 男女平等・共同参画の理解・促進	
(2) 推進体制の充実・強化	

＜案＞

＜案＞

※ 網掛け箇所は、新たな視点・課題等の追加箇所

高岡市男女平等推進プラン（第2次）（H29～H38年度）

基本目標	
重点課題	
施策の方向	

I あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進

(2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進

2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

(1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮

(2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実

3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

(1) 市民の参画への支援

(2) 参画とまちづくりの総合的な連携の推進

⑨ (3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進

II 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

⑨ (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(2) 子育て・介護支援の整備・充実

5 働く場における女性の活躍支援

(1) 新規採用・起業・再就職の支援

(2) 女性の能力開発・育成の促進

(3) 雇用の場における男女平等の視点の促進

6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

(1) 男性の家事・育児・介護等への参加促進

※ 基本目標IIは女性活躍推進法に規定する市町村推進計画とする。

III 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

7 あらゆる人に対する人権の尊重

(1) 人権尊重を進める教育・学習の促進

(2) 人権擁護体制の推進

⑨ (3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実

8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

(1) 配偶者等からの暴力の防止

(2) 虐待や迷惑行為の防止

9 国際化社会における理解と交流

(1) 外国籍市民との共生

(2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進

10 男女の生涯を通じた健康支援

(1) 健康管理・保持増進のための支援

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

IV 計画の総合的な推進

11 プランの総合的な推進

(1) 男女平等・共同参画の理解・促進

(2) 推進体制の充実・強化

※ 基本目標Ⅱは女性活躍推進法に規定する市町村推進計画とする。